

◎新潟県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和2年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
早川 拓也（はり・きゅう）	やすらぎ訪問鍼灸院	上越市大和3-4-2	令和2年7月6日
瀬沼 広幸（はり・きゅう）	南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院	南魚沼市浦佐4115番地	令和2年7月8日